

作成日：2019年2月28日(01-01)

更新日：2020年12月9日(01-02)

(別紙) 再生医療等委員会の審査等業務に要する費用の一覧

審査等業務	審査料 (円/件)
新規の提供計画の審査 (法第 26 条第 1 項第 1 号関係)	200,000
提供計画の変更届の審査 (法第 26 条第 1 項第 1 号関係)	100,000
疾病等の報告に関する審査 (法第 26 条第 1 項第 2 号関係)	100,000
定期報告に関する審査 (法第 26 条第 1 項第 3 号関係)	100,000
再生医療等の適正な提供のため必要があると認められる場合における審査 (法第 26 条第 1 項第 4 号関係)	100,000
迅速審査 (委員会規程第 10 条に基づき、委員長および委員 1 名で審査を行う)	50,000

手数料は、委員および技術専門員の謝金、並びに委員会の運営費（事務を行う者の人件費、WEB 管理費等）に充てるものとする。

積算内訳

謝金（交通費を含む）：委員 1 名あたり審査 1 件につき 10,000 円

10,000 円/件×10 名=100,000 円/件

委員会運営費：各手数料から委員への謝金を差し引いた額

改訂履歴表

版番号及び改訂番号	年月日	改訂内容	改訂理由
01-01	2019/2/28	作成	
01-02	2020/12/9	修正	<ul style="list-style-type: none">・委員・技術専門員の詳細な人数については、委員・技術専門員の人数の若干の変動が将来的に予想されるため、記載しないものとした。・平成 30 年改正省令の経過措置期間中に省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行う際の手数料について削除した。